

平成 2 3 年度食品安全委員会運営計画（案）

平成 2 3 年 3 月

食品安全委員会

<審議の経緯>

平成23年2月 8日 第37回企画専門調査会
平成23年2月16日 企画専門調査会座長より
食品安全委員会委員長へ報告
平成23年2月18日 国民からの意見募集
～3月19日
平成23年3月31日 食品安全委員会へ報告

<食品安全委員会委員>

委員長 小泉 直子
委員長代理 熊谷 進
長尾 拓
野村 一正
畑江 敬子
廣瀬 雅雄
村田 容常

<食品安全委員会企画専門調査会専門委員>

座 長 早川 堯夫
座長代理 清水 英佑
阿南 久
石川 広己
今井 久美子
江森 孝至
生出 泉太郎
河合 義雄
酒井 淳一
迫 和子
佐々木 珠美
壺井 和子
局 博一
宗像 道子
山崎 初美
山田 祥男
山根 香織
渡邊 治雄

目 次

第 1	平成23年度における委員会の運営の重点事項	1
第 2	委員会の運営全般	2
1	会議の開催	
2	平成22年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成24年度食品安全委員会運営計画の作成	
第 3	食品健康影響評価の実施	3
1	リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2	評価ガイドラインの策定	
3	「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
第 4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	6
1	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
2	食品安全モニターからの報告	
第 5	食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進	6
1	食品健康影響評価技術研究の推進	
2	食品の安全性の確保に関する調査の推進	
第 6	リスクコミュニケーションの促進	8
1	食品健康影響評価に関する意見交換会の開催	
2	食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施	
3	食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施	
4	リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援	
5	リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携	
第 7	緊急の事態への対処	10
1	緊急事態への対処	
2	緊急事態への対処体制の整備	
3	緊急時対応訓練の実施	
第 8	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	10
第 9	国際協調の推進	11

第1 平成23年度における委員会の運営の重点事項

1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。

なお、平成21年に新たに設置された消費者庁との役割分担を踏まえ、消費者庁その他の関係行政機関との連携にも引き続き配慮しつつ、業務の適切な実施に努める。

2 また、「食品安全委員会の改善に向けて」（平成21年3月26日委員会決定）により取りまとめられた改善方策を引き続き確実に実施し、委員会の業務の改善を着実に進める。

3 平成23年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、科学的知見に基づき中立公正に食品健康影響評価等を実施する一方で、国民の不安感等を的確に把握して、科学的知見に基づく評価結果等の情報を国民に対して丁寧に分かりやすく発信することとし、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。

(1) 食品の安全性に対する国民の不安感等を踏まえてリスクコミュニケーションを的確に実施するため、様々な機会において国民の不安感等を積極的に把握するとともに、科学的情報等について、情報の受け手や使い手のニーズを踏まえてよりの確に収集・分析・整理するほか、国民がアクセスしやすい様々なツールを用いて丁寧に発信する。なお、緊急時においては、迅速性を重視した情報発信を行う。

(2) 食品健康影響評価等を科学的知見に基づき適切に実施するため、収集・分析した科学的情報や調査・研究結果の有効活用等により食品健康影響評価を効果的・効率的に実施するとともに、特に委員会が自ら行う食品健康影響評価（以下「自ら評価」という。）については、評価案件決定プロセスへの国民の不安感等の反映、評価案件以外の案件候補についての情報発信等により国民との関係にも重点を置いて体系的に実施する。また、食品健康影響評価の結果を適切にリスク管理に反映させるため、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視等を活性化するとともに、特に緊急時等において適時に重要事項の調査審議を行える態勢や、必要に応じて意見を述べる態勢を整える。

(3) 上記(1)(2)については、食品安全行政の国際化の進展にも鑑みて、欧州食品安全機関（EFSA）その他の国際機関等との連携、海外への情報発信等の対応を併せて行う。

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

(1) 委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日14時から公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

(2) 企画専門調査会の開催

四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成22年度食品安全委員会運営計画（平成22年4月1日委員会決定）のフォローアップ、平成22年度食品安全委員会運営状況報告書の調査審議（平成23年5～6月頃）
- ・ 「自ら評価」案件の候補の検討・選定（同年8～12月頃）
- ・ 平成23年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・調査審議（同年10～12月頃）
- ・ 平成24年度食品安全委員会運営計画の調査審議（平成24年1～2月頃）
- ・ 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項

また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。

(3) リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね3～4か月ごとに開催し、これまでにリスクコミュニケーション専門調査会が取りまとめた推進の方向性を踏まえ、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する実施計画、実施状況及び改善策について調査審議を行う。

(4) 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4か月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、委員会の緊急時対応の指針に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じこれらの見直しを行う。

(5) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、各専門調査会を開催する。その際、以下の事項に特に留意し、評価の迅速化・質の向上を図る。

- ・ 必要に応じて専門調査会の下に部会やワーキンググループを設置するなど、効率的な調査審議に努める。特に、既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題に対しては、(i)専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて議論する、(ii)関係する専門調査会を合同で開催する、等の既存の枠組みにとらわれない柔軟な対応を行う。

- ・ ポジティブリスト制度下における評価案件数の増加等に対応するため、明らかに評価が不要な案件、既に評価が終了した案件等について、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日委員会決定）に基づき、効率的に調査審議を進める。

(6) 専門調査会の連携の確保

複数の専門調査会に共通する事項等に関し、委員及び専門委員の間で意見交換を行うことを目的として、専門調査会座長会を年1回以上開催する。

2 平成22年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成24年度食品安全委員会運営計画の作成

(1) 平成22年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成23年5～6月頃）

平成22年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。

(2) 平成24年度食品安全委員会運営計画の作成（平成24年1～3月頃）

平成24年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。

第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

リスク管理機関から食品健康影響評価に必要な資料が的確かつ迅速に提出されるよう働きかけるとともに、提出された資料の十分な精査・検討等を通じて以下にも留意しつつ、科学に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価の実施に努める。

(1) 平成22年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等に鑑み、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報が不足している場合その他特段の事由がある場合を除き、平成23年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、専門調査会での調査審議に必要な追加資料を要求したもの等については、リスク管理機関から資料の提出があるまで審議を中断することとする。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日委員会決定）に基づき、要請事項の説明を受けた日から1年以内に結果を通知するよう努めるものとする。

(3) 既にポジティブリスト制度が導入された分野や既に評価要請がなされた清涼飲料水の規格基準に係る評価案件については、引き続き優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

(4) 国際汎用添加物に関して、行政刷新会議から指摘のあった「食品添加物の承認手続の簡素化・迅速化」中の関係部分について取り組む。

2 評価ガイドラインの策定

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、優先度に応じ、危害要因ごとの評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定を進める。具体的には、農薬、動物用医薬品、飼料添加物及び器具・容器包装の評価ガイドラインについては、食品健康影響評価技術研究の成果も適宜活用しながら、起草作業等を着実に進め、早期策定を目指す。

3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

(1) 「自ら評価」案件の選定

委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて寄せられた危害についての科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。

「自ら評価」を行う案件の選定についての優先順位の考え方を踏まえ、広く国民の不安感等を反映しつつ、委員会が整理した情報に基づく案件候補のほか、広く国民の意見を踏まえて案件候補を決定する。

また、調査審議の継続的・体系的な実施の観点から過去の調査審議において科学的知見の不足等を理由に評価案件とされなかった案件候補や調査研究事業等により情報を収集している案件候補を含めて検討すること等を前年度に引き続き実施し、委員会において平成23年度内に「自ら評価」案件の選定を行う。

また、「自ら評価」を行うには至らないとされた案件についても、ファクトシート、Q&A等による国民への情報提供や意見交換会の実施、外国政府機関との連携等による情報収集の継続を行うなど、適切な措置を講じる。

なお、「自ら評価」を行う案件の選定に関連して実施するリスクコミュニケーションについては、案件候補の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。

さらに、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応するものとし、特に緊急を要する案件については、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価レビューを実施するなどを含め、より迅速かつ柔軟な対応を行う。

(2) 「自ら評価」の実施

「自ら評価」を行うことを決定している案件について、現時点で得ることができる科学的知見等の情報収集に努めるとともに、委員会が委託して行う各種の調査及び研究を「自ら評価」にも活用できるよう効果的・効率的に組み合わせ

せて行い、その成果を適切に活用し、食品健康影響評価の質的向上に努める。その際、リスク管理措置の実現可能性や勧告・意見申出等の必要性を視野に入れた検討にも努める。

また、委員会は、「自ら評価」を行うこととなった案件について、必要に応じて、調査審議の状況や見通しに関して専門調査会から報告を受け、以後の取扱いを検討する。

個別の案件については、以下のとおり進める。

- ・ 「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」（平成16年度決定）については、微生物・ウイルス専門調査会において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に基づき、優先度の高い3評価案件（腸管出血性大腸菌、サルモネラ・エンテリティディス、ノロウイルス）の評価の実施に必要なデータの収集等を進めるとともに、その他の微生物・ウイルスに関する案件の評価の実施可能性に係る調査審議を進める。
- ・ 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」（平成19年度決定）については、引き続き、プリオン専門調査会において、評価が終了していない国のうち、当方からの質問書に対する回答があった国に係る調査審議を進める。
- ・ 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループにおいて調査審議を進める。
- ・ 「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」（平成20年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会において調査審議を進める。
- ・ 「オクラトキシンAに関する食品健康影響評価」（平成20年度決定）については、引き続き、かび毒・自然毒等専門調査会において調査審議を進める。
- ・ 「トランス脂肪酸に関する食品健康影響評価」（平成21年度決定）については、引き続き、新開発食品専門調査会において調査審議を進める。
- ・ 「アルミニウムに関する食品健康影響評価」（平成21年度決定）については、評価に必要な情報の収集を進める。
- ・ 平成22年度に「自ら評価」を行う案件として選定されたものに関して、所要の情報収集・整理を進める。

(3) 「自ら評価」の結果の情報発信

「自ら評価」の評価結果について丁寧に分かりやすく情報発信するのはもちろんのこと、「自ら評価」案件として決定されなかった事項についても適切な手段で情報発信するなど、国民の不安感等を踏まえてその解消に向けた情報発信を行う。

(4) 「自ら評価」の結果の活用の働きかけ

「自ら評価」の評価結果を活用して適切なリスク管理措置が行われるよう、リスク管理機関に対して積極的に働きかける。

第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視（モニタリング）等を活性化するため、以下の取組を実施する。

1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成23年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を、勧告・意見申出等を行う可能性にも配慮して調査する。当該調査の結果については、平成23年10月頃及び平成24年4月頃を目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

さらに、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。

また、「自ら評価」の結果通知時に勧告・意見申出等を行った場合には、評価結果を踏まえたリスク管理措置状況等について定期的に報告を受けることにより監視する。

なお、勧告・意見申出等については、引き続きその積極的な活用に向けた考え方の整理を行うとともに、緊急時においては、重要事項についての調査審議を行える態勢や、必要に応じてリスク管理機関への意見申出を行える態勢を整える。

2 食品安全モニターからの報告

委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況について情報の提供を受けるとともに、食品安全に関する意見・要望等を聴取し、食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図るため、全国に470名の食品安全モニターを依頼し、地域におけるリスク管理状況等の把握に努める。

また、食品安全モニターが情報提供等をしやすいよう、参考となる資料を食品安全モニターに配布するなど環境整備を図る。

第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進

最新の科学的知見に基づいた食品健康影響評価等を的確に行うため、今後5年間に委員会において推進することが必要な調査・研究について目標及びその達成に向けた方策（道筋）を示した「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定）に基づき、調査・研究企画調整会議の調査審議も踏まえ、調査・研究を効果的・効率的に行う。課題の選定及び成果の活用の際に「自ら評価」案件も考慮に入れる。

1 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価のより一層の適正化に資するため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。

(1) 食品健康影響評価技術研究の課題の公募に当たっては、新たな食品健康影響評価手法の策定等により食品健康影響評価の一層の適正化に資する研究領域を設定する。

なお、公募の際には、幅広い大学等の関係研究機関に所属する研究者が参画できるように周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(2) 平成22年度に終了した研究課題については、事後評価を適切に実施する。

また、得られた研究成果については、専門調査会等で食品健康影響評価を行う際の審議、意見交換等に活用するとともに、調査・研究合同成果発表会の開催や委員会ホームページでの公表等により研究成果の普及に努める。

(3) 平成23年度の新規採択課題を含め平成24年度に継続する計画の研究課題については、目的とする成果につながるよう年度途中において進捗状況調査を行うとともに、中間評価を適切に実施する。

(4) 研究費の適切な執行を図る観点から、平成23年度新規課題を中心に、研究受託者に対する実地指導を推進する。

(5) 平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」等を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

食品健康影響評価等を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成23年度に実施する課題を5月頃までに決定する。また、入札参加者を増やすことで、よりの確な調査成果を得るため、シンクタンク業界団体等を通じて公告関係情報を迅速に提供するとともに、公告開始から入札までの期間を延長するなど入札環境を改善し、当該調査に応募する企業等の範囲を広げる。

なお、調査課題は食品の安全性に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要性が生じた場合には、随時、調査の対象課題を選定する。

また、選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、選定手続に係る議事概要、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

第6 リスクコミュニケーションの促進

1 食品健康影響評価に関する意見交換会の開催

委員会が行う食品健康影響評価に関する意見交換会については、国民の関心事項や意見等を把握し、広く国民の理解を得るため、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。

具体的には、以下の観点からテーマの選定を行うとともに、リスクコミュニケーション専門調査会で取りまとめた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を踏まえ開催する。

- ・食品健康影響評価のうち、国民の関心の高いもの
 - ・科学的な食品健康影響評価の考え方・プロセスについて説明の必要があるもの
- また、消費者等に身近な事項をテーマとした対話型の意見交換会とするため、地方公共団体や地域の消費者団体等と連携して開催する。

なお、意見交換会を開催する案件について、効果的にリスクコミュニケーションが行われるよう、メールマガジン、ホームページ等の情報発信手段と連携を図る。

2 食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施

(1) ホームページ等による情報提供

国民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレットの発行等国民がアクセスしやすい様々なツールを用いて、積極的に情報提供を行う。特に、緊急時においては迅速性を重視した情報発信を行う。また、メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組を積極的に進める。

ホームページについては、ビジュアル化した参考資料や動画を活用した情報提供など一層の内容の充実や迅速な更新、メールマガジン等との有機的な連携を図るとともに、特に、食品健康影響評価に係る審議状況や評価結果について、より一層分かりやすい情報提供を行う。また、トップページのコンテンツ項目の見直し及び配置の見直しを行ったところであるが、更に階層化を進めることによって一般的情報から、専門的情報に必要な応じてリンクできるようホームページの改善を進める。

また、「自ら評価」の案件決定プロセスにおいても、国民の不安感等を丁寧に把握するとともに、「自ら評価」の結果を丁寧に分かりやすく情報提供するのはもちろんのこと、「自ら評価」案件として決定されなかった事項についても、ホームページ等への掲載等、適切な手段で情報提供を行う。

(2) マスメディア関係者等との連携の充実・強化

国民の関心の高い食品健康影響評価が行われた際に、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディアや消費者団体等幅広い関係者との間で勉強会や懇談会を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する理解

の促進に積極的に努める。併せて、プレスリリースのメール随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化に努める。

また、委員会が収集・分析した情報を発信するだけでなく、一部国民の間に流布されている不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信も行う。

(3) 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応

食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談や問い合わせについて、相談者の立場に立った丁寧な対応を行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は消費者庁その他の関係機関とも共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。

3 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施

委員会が行う食品健康影響評価や食品の安全性についての正確な理解を広げ、食育の推進にも貢献するため、リスク分析の考え方などの食品の安全性に関する科学的な知識・考え方について、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生等を対象とした意見交換会の開催、食品安全モニターを通じた地域への情報提供等を実施する。

また、DVDや啓発資材を活用し、広く普及啓発を推進する。

4 リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援

食品健康影響評価に関する参加型の意見交換会（グループディスカッション方式等）において、これまで「リスクコミュニケーター育成講座」等により育成してきた人材の協力を得て、地域でのリスクコミュニケーションを効果的に推進する。

また、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションが地域においても自立的に展開されるよう、リスクコミュニケーター育成講座受講者に対する知見の高度化のためのセミナーの開催やメールボックスを活用した情報提供を実施する。

5 リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携

消費者庁やリスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議において情報交換を行うとともに、意見交換会の共催、関係府省が主催する意見交換会等への参画等の連携を図る。

地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。また、食品健康影響評価や食品の安全性に関して、地域の消費者団体等関係団体や地域住民への情報提供にも資するよう、積極的に地方公共団体への情報提供を行うとともに、意見交換会については、地方公共団体と開催ノウハ

ウの共有を図るほか、リスクコミュニケーター育成講座受講者の協力を得て実施するなど、地方公共団体と連携して、より効果的にリスクコミュニケーションを実施する。

第7 緊急の事態への対処

1 緊急事態への対処

委員会の緊急時対応の指針等を踏まえ、委員長談話の発表、ファクトシート、Q&A等の作成・公表、「自ら評価」の実施やリスク管理機関から要請のあった食品健康影響評価の優先的実施など、必要性・緊急性の程度に応じた手段を用いて、危害物質の毒性等の科学的知見について速やかに委員会ホームページに公表する。国民の不安感を解消するため、緊急時には臨時的に休日の食の安全ダイヤル開設等の柔軟な対応を行う。また、必要に応じて、重要事項としての調査審議やリスク管理機関への意見申出を行うなど、消費者庁その他の関係行政機関等との連携を図り対処する。

2 緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じて委員会の緊急時対応の指針の見直しを行う。

また、緊急時における迅速性を重視した情報発信を行うため、その時点で把握している科学的知見を「ハザード概要シート」等として出せるよう提供先のニーズを踏まえて整理する。

3 緊急時対応訓練の実施

緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

食品健康影響評価のほか、緊急時対応、重要事項の調査審議等に活用するため、国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報をリスク管理機関や消費者庁と連携しつつ一元的に毎日収集し、情報の受け手や使い手である消費者等の国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行う。整理・分析した情報については、委員会のホームページ上で情報検索を行うことができるデータベースシステムである「食品安全総合情報システム」を活用して、リスク管理機関等との最新かつ正確な情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関わる情報等の保護に十分配慮して食品安全総合情報システムや隔週ごとに作成する「ハザード報告シート」により適切かつ分かりやすく国民に発信する。

このため、食品の安全性の確保に関する最新情報についての委員会会合における検討を隔週に実施するほか、食品安全総合情報システムへの追加登録、更新、保守管理等を実施するとともに食品安全総合情報システムがより一層活用されるよう普及を推進する。さらに、登録された情報を基に「自ら評価」に資する情報の整理分析やファクトシート、緊急時等において迅速性・簡潔性を重視する観点からその時点で把握している科学的知見を取りまとめた「ハザード概要シート」等の作成・更新を進める。

なお、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図るため、専門情報の提供に協力いただける専門家等とのネットワーク作りに引き続き務める。

第9 国際協調の推進

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）、同合同農薬専門家会議（JMPR）その他、コーデックス委員会（Codex）各部会、経済協力開発機構（OECD）タスク・フォース会合等食品の安全性に関する国際会議等に委員等を計画的に派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に速やかに報告し、情報の共有及び発信に努める。

また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

さらに、欧州食品安全機関（EFSA）や豪州・ニュージーランド食品安全基準機関（FSANZ）とその他外国政府機関との連携を強化・具体化するための定期会合の開催等の取組を推進する。併せて、月報や年度運営計画の配信等英語版ホームページの充実を図る。また、食品健康影響評価結果の概要を含め、広く外国政府機関や国際機関への情報発信を強化し、情報交換することにより、国際的な貢献を推進する。

「平成23年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する
御意見の募集結果について

1. 実施期間 平成23年2月18日～平成23年3月19日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 13通
4. 御意見及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
【第3 食品健康影響評価の実施】	
<p>食品健康影響評価に関するガイドラインを速やかに策定してください。</p> <p><理由></p> <p>2010年度は、「食品添加物」のガイドラインが策定されました。しかしながら「農薬」や「動物用医薬品」「飼料添加物」のリスク評価に関するガイドラインは未策定であり、「計画(案)」では平成22年度の運営計画に引き続き「早期策定を目指す」との記述にとどまっています。「農薬」「動物用医薬品」「飼料添加物」のガイドラインは、リスク評価の実施において重要であるため、期限を定めて早急に策定する必要があると考えます。</p>	<p>食品安全委員会においては、食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、優先度に応じ、危害要因ごとの評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定を行っております。</p> <p>これまでに、添加物(1件)、微生物・ウイルス(1件)、遺伝子組換え食品等(6件)、薬剤耐性菌(1件)、普通肥料の公定規格(1件)、新開発食品(1件)及びポジティブリスト制度関連(1件)の計12件のガイドラインを策定しました。</p> <p>また、現在、農薬、動物用医薬品、肥料・飼料等及び器具・容器包装の各専門調査会において、新たなガイドライン策定に向けて検討を行っているところです。ガイドラインの策定については、必要な検討事項が多岐に渡りあらかじめ策定期限を定めることは困難ではありますが、可能な限り早急な策定を目指します。</p>
<p>発足以来の活動ぶりに感謝している。7年半で1000件に上る評価を行い、「食品による窒息」のような難問にチャレンジされたこと大いに評価したい。今回の計画案もよく練られたものだが、国際化の時代、「自ら評価」に「香辛料・スパイスへの放射線照射」は是非取上げて欲しい。品質劣化を承知で我が国がこの技術を避けているのは情けない。また国民の「安全性」に関するレベルの評価、(アンケートの作成方法に知恵が必要)を時系列で行って欲しい。一方、国が「もう必要なし」といっても地方行政段階で「全頭検査」が実施され、ムダが平然と見過ごされて世界の笑いものになっている現状に「安全性評価」を担当するセクションからあらためて「必要なし」とのメッセージも出すべきではないだろうか。</p>	<p>「放射線照射食品」については、今年度の企画専門調査会において、「自ら評価」の候補案件の1つとしてリストアップされ、審議が行われました。その結果、「現在委員会において、アルキルシクロブタノン類に関する研究を行っており、また、2004年に調査を行っているが、それ以降に得られた新たな知見を踏まえて再調査する必要性もあるため、それらの結果を含めた適切な情報提供を行うべき。」とされ、ファクトシートを作成して情報提供を行うこととされました。</p> <p>また、BSE検査などリスク管理措置については、リスク管理機関である厚生労働省及び農林水産省で対応しています。仮に、リスク管理機関から、本件に係るリスク評価要請を受けた場合、食品安全委員会としては、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に審議を行うこととなります。</p>

【第6 リスクコミュニケーションの促進】

消費者への判りやすい情報提供やマスメディアへの対応等について、さらに努力が必要です。

<理由>

2010年度、貴委員会のホームページがリニューアルされ、重要なお知らせのコーナーや消費者向け情報のアイコンが設けられました。消費者に向けた情報の入口がわかりやすくなったことは評価いたします。しかしながら、掲載された各内容をどう使ったらよいかのわかるページになっているとはいえません。消費者の意見を聞くなど、閲覧する側からの視点で改善を検討してください。

2010年度は、トランス脂肪酸や膨張剤に含まれるアルミニウムなどの報道がありました。これらの報道は、消費者・国民には、何を注意すべきなのか理解しづらいものでした。このように消費者・国民が不安になる状況が発生した場合には、貴委員会は、必要な情報を適切に提供するよう、さらに積極的に努力していただきたいと思えます。

食品安全委員会では、国民の皆様にはリスク評価や食品の安全性に関する理解を深めていただくため、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供することが重要だと考えております。ホームページやメールマガジンを始め、パンフレットや季刊誌の発行など丁寧で分かりやすい情報提供に努めています。

ホームページについては、平成22年度にトップページをリニューアルし、コンテンツ項目の構成の見直し及び配置の見直し等を行ったところでありますが、今後も引き続き、予算面、技術面の制約はあるものの、可能な限り利用者の声を反映したホームページの作成を進めてまいります。

なお、トランス脂肪酸については、国民の皆様の特に関心の高い事案であるので、情報の更新や食品健康影響評価がなされた際には、ホームページ、メールマガジン等での迅速な情報提供に努めているところであり、国際機関におけるリスクに関する科学的知見、諸外国における対応、国内の対応など、新たな情報が蓄積されたことから、ファクトシートを更新(平成22年12月16日)しております。また、アルミニウムについては、アルミニウムに関する情報として作成(平成22年10月26日)し、ホームページに掲載しております。今後も、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供してまいります。

また、マスメディア関係者に食品安全や食品安全委員会の活動内容についての理解を深めてもらう観点から、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談会や勉強会等を充実させ、情報共有と相互理解の促進を図ってまいります。

地方公共団体が開催する意見交換会等に対する協力や支援の具体化について、計画(案)に記載してください。

<理由>

2010年度は、各地で食品のリスクを考えるサイエンスカフェやワークショップが行われました。消費者・国民に身近な存在である地方公共団体と共同した取り組みは評価いたします。しかし、地方公共団体にはリスクコミュニケーションの蓄積がないところもあるため、企画開催にあたっては、安全に関わる話題提供や当日の企画・運営等、貴委員会から十分な支援を行う必要があると考えます。

ご指摘の点を踏まえ、別紙(修正箇所①)のとおり記述を修正しました。

関係府省が開催する意見交換会等に対する協力や支援の具体化について、計画(案)に記載してください。

<理由>

食品の安全性に関するリスクコミュニケーションをより効果的に実施するには、リスク評価機関、消費者庁、リスク管理機関がそれぞれの役割に即し、協力して実

<p>現在、消費者庁をはじめとするリスク管理機関において、様々な意見交換会が行われています。計画(案)では「意見交換会の共催、関係府省が主催する意見交換会等への参画等の連携を図る」とありますが、企画共催、連携にとどまらず、ぜひ積極的な支援を実施していただきたいと考えます。貴委員会の専門性を発揮し、科学的な側面でのバックアップを強化することで、リスクコミュニケーションの場が科学的に深まるよう、積極的に努力していただきたいと思ひます。</p>	<p>施することが大切であると考えています。そのため、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議において、意見交換会の実施についても情報交換を行っております。食品安全委員会においては、科学的なリスク評価についてのリスクコミュニケーションについて、関係府省と調整しつつ、その都度必要とされる適切な支援を図っていきたくております。</p>
<p>【賛同の御意見】</p>	
<p>平成23年度食品安全委員会運営計画(案)について、私の意見は二つあります。</p> <p>一つは「自ら評価」の実施について、現時点で得ることができる科学的知見等の情報収集を努めるとともに、委員会が委託して行く各種の調査及び研究を「自ら評価」に活用できるように、組み合わせて行い、その成果を適切に活用し、食品健康影響評価の質的向上に努める。という意見は自分一人ひとりの情報収集を努めると同時に、自分たちを評価できていいと思ひました。</p> <p>二つ目は、リスクコミュニケーションの促進について、国民の関心事項や意見等を把握し、広く国民の理解を得るため、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。という意見について、地方公共団体や地域の消費者団体等の連携して開催したり、メールマガジン等の情報発信手段と連携を図るなど、わかりやすく良いと思ひました。さまざまな役割があつて良いと思ひました。</p> <p>(同様の御意見他2通)</p>	<p>いただいた御意見は今後の委員会の運営の参考にさせていただきます。</p>
<p>平成23年度食品安全委員会運営計画(案)について私は意見が2つあります。</p> <p>まず1つ目は、第6リスクコミュニケーションの促進の「意見交換会を開催する案件について、効果的にリスクコミュニケーションが行われるよう、メールマガジン、ホームページ等の情報発信手段と連携を図る。」というのは、とても良いと思ひました。</p> <p>メールマガジンは登録するだけで、情報がくるのでとても良い方法だと思ひました。</p> <p>2つ目は、同じく第6の「食品の安全性について科学的な知識、考え方の普及啓発の実施」についての所です。</p> <p>そこには「中学生等を対象とした意見交換会の開催」とあるが、学生だけではなく主婦や主夫の方々も食品の安全性などは知りたいと思うから、そういうかた達向けの講演なども開いたら良いと思ひます。</p> <p>私たちの食の安全についてがんばってください。</p>	<p>いただいた御意見は今後の委員会の運営の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、運営計画(案)第6の3「食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施」においては、地方公共団体等への講師の派遣という形で、地方公共団体等が地域の方々等を対象として実施する講演会や意見交換会において食品安全委員会の委員等が講演を行います。また、食品安全委員会では、運営計画(案)第6の1「食品健康影響評価に関する意見交換会の開催」に記載しておりますように、委員会が行う食品健康影響評価につきまして、国民の皆様に関心事項や意見等を把握し、広く皆様のご理解を得ることが大切であると考えております。そのため、食品の安全性に関する科学的情報について、どなたでもご参加いただける意見交換会を、全国各地で、地方公共団体との共催等で開催しており、23年度につきましても引き続き行ってまいります。</p>
<p>私は、平成23年度食品安全委員会運営計画について</p>	<p>いただいた御意見は今後の委員会の運営の参考に</p>

<p>て、とても賛成であり、是非とも実行していただきたいと考えています。</p> <p>なぜなら、関連情報の内容情報で食品安全委員会について、添加物、農薬、動物用医薬品、科学物質、汚染物質、器具、容器包装、微生物、ウイルス、プリオン、カビ毒、自然毒等、遺伝子組み換え食品等、新開発食品、肥料、飼料の分野のリスク評価を行っています。という部分を読んで、私たちの生活にとっても身近で、リスク評価されていない、危険な食品が出回って、もしその食品をたくさんの人たちが食べてしまう。ということにもなりかねないからからです。食品安全委員会でリスク評価をされた、安全な食品を国民のみんなが食べることができるようにしてもらいたいからです。</p> <p>これらのことを含めて、私は、平成23年度食品安全委員会運営計画について、賛成し、実行していただきたいと考えています。</p>	<p>させていただきます。</p>
<p>私は、平成23年度食品安全運営計画に賛成です。</p> <p>始めは、リスク管理機関である厚生労働省や農林水産省の諮問により行う食品健康影響評価を行っているなら自ら選定して行う食品健康影響評価を行う必要は無いと思っていました。</p> <p>しかし、14の専門調査会において、200名を超える専門委員の協力により、添加物、農具動物用医薬品、化学物質、器具、容器包装、微生物、ウイルス、プリオン、カビ毒、自然毒等、遺伝子組み換え食品等、新開発食品、肥料などと幅広い分野のリスク評価を行っていることを知り、自ら選定して行う食品健康影響をすることによりいっそう食品を安全に食べることができると思ったので、平成23年度食品安全委員会運営計画に賛成です。</p> <p>食べ物は、生きていく為に必要なものなので、安全なものを食べたいと思います。</p>	<p>いただいた御意見は今後の委員会の運営の参考にさせていただきます。</p>
<p>【その他】</p>	
<p>内閣府食品安全委員会は、遺伝子組み換え植物については、食品としての安全性評価が行われているところであり、既存の食品と比較して、これと安全性が同等であることを確認している。この安全性評価済みの遺伝子組み換え植物の掛け合わせについての評価の考え方について整理を行った。なお、これまで、厚生労働省では、安全性審査済みの遺伝子組み換え植物と従来品種とを伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせたものを「後代交配種」と呼んでおり、これに関しては、・新たに獲得した性質が変化しないこと・亜種間での交配でないこと・摂取量・食用部位・加工法等の変更がないことの3要件を確認したものは、安全性審査済みとみなしてきた。</p> <p>このことについて私は、国民の健康と安全について考えているという部分でいいと思いました。しかし、遺伝子</p>	<p>運営計画(案)の内容に直接関係するものではありませんが、頂いた御意見・御要望は、今後の委員会の運営の参考にさせていただきます。</p>

<p>組み換え植物は本当に安全なのかどうかを、もっと多くの国民に教え、よりよい遺伝子組み換え技術を進展させていくことができればいいと思います。</p>	
<p>「食品安全委員会の改善に向けて」と消費者庁は計画案に述べていますが、実際には本当に改善をする気があるのか私達国民は疑問を抱いています。食品を安全に扱うには確実に細菌が入らない場所に冷凍保存しておくか、細菌が入ってないか出荷する前にきちんと確認をとる方が良く私は考えます。</p>	<p>運営計画(案)の内容に直接関係するものではありませんが、頂いた御意見・御要望は、今後の委員会の運営の参考にさせていただきます。</p>
<p>私は、平成23年度食品安全委員会運営計画(案)に関して、農薬を使用しても耐えられるような食品、つまり遺伝子組み換え食品が必要だと思います。</p>	<p>運営計画案の内容に直接関係するものではありませんが、頂いた御意見・御要望は、今後の委員会の運営の参考にさせていただきます。</p>

「平成23年度食品安全委員会運営計画(案)」の変更点

修正箇所	食品安全委員会第368回会合資料 (変更前)	食品安全委員会第373回会合資料 (変更後)
① 9項 33行目	<p>地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、地方公共団体(都道府県、保健所設置市(政令指定都市、中核市を含む。))及び特別区)との連絡会議を開催する。また、食品健康影響評価や食品の安全性に関して、地域の消費者団体等関係団体や地域住民への情報提供にも資するよう、積極的に地方公共団体への情報提供を行うとともに、リスクコミュニケーター育成講座受講者の協力を得た意見交換会の開催など、地方公共団体と連携して、より効果的にリスクコミュニケーションを実施する。</p>	<p>地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、地方公共団体(都道府県、保健所設置市(政令指定都市、中核市を含む。))及び特別区)との連絡会議を開催する。また、食品健康影響評価や食品の安全性に関して、地域の消費者団体等関係団体や地域住民への情報提供にも資するよう、積極的に地方公共団体への情報提供を行うとともに、<u>意見交換会については、地方公共団体と開催ノウハウの共有を図るほか、</u>リスクコミュニケーター育成講座受講者の協力を得て<u>実施する</u>など、地方公共団体と連携して、より効果的にリスクコミュニケーションを実施する。</p>